

# 医療法人社団勝医会 認知症対応型共同生活介護事業所 運営規程

## 医療法人社団勝医会 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団勝医会が開設する認知症対応型共同生活介護事業所並びに介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム野の花」(以下「事業所」という。)が行う認知症対応型共同生活介護事業並びに介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、認知症の状態にある要支援2及び要介護者等(認知症に伴って著しい精神症状や行動異常がある者、急性期状態にある者を除く。以下「要介護者等」という。)に対し、適正な認知症対応型共同生活介護並びに介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「介護」という。)を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等である利用者(以下、「利用者」という。)の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った認知症対応型共同生活介護サービス並びに介護予防認知症対応型共同生活介護サービス(以下「サービス」という。)の提供に努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、共同生活住居において利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で、認知症対応型共同生活介護計画並びに介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「計画」という。)に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、外部サービスも利用して、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、安定的且つ継続的な事業運営に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム 野の花
- 二 所在地 埼玉県深谷市東方1275番地1
- 三 定員 18人(1ユニット9名×2)
- 四 居室数 18室

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護従業者  
常勤換算方法で6人以上  
介護従業者は、サービスを提供する。
- 三 計画作成担当者 2人(うち1人は介護支援専門員)  
計画作成担当者は計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

### (介護の内容)

第5条 事業者は、利用者に共同生活を送る住居を準備し、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活の世話及び利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援その他のサービスを適切に提供する。

### (介護の利用料その他の費用の額)

第6条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- 一 敷金 20万円
- 二 食材料費 1食当たり 600円
- 三 おむつ代 実費
- 四 住居費 1月 53,000円
- 五 水道光熱費 1月 15,000円
- 六 その他日常生活でも必要な費用 実費
- 七 胃瘻造設術を行っている方には、1回500円を健康管理料金として負担して頂きます。

- 3 前項の費用支払いを受ける場合には、利用者又は利用者代理人等に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（利用にあたっての留意事項）

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事
- 二 火気の取り扱いに注意すること
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと
- 四 その他、管理上必要な指示に従うこと

（非常災害対策）

第8条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第9条 事業所は、従業者の資質向上を図る為の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者及び利用者代理人等の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者及び利用者代理人等の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動制限を行わない。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人社団勝医会 理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

（生活保護利用者の受け入れ）

第10条 生活保護受給者の居室料については、住宅扶助基準限度額によるものとする。

## 附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規定は、平成28年10月1日から施行する。

この規程は 令和4年8月1日から施行する。

この規定は